

AMCoR

Asahikawa Medical University Repository <http://amcor.asahikawa-med.ac.jp/>

Therapeutic Research (2015.2) 36(2):171-181.

柔道競技におけるジュニア選手の競技者支援要員のアンチ・ドーピングに対する意識や理解度の実態

渡邊 紳一, 海老根 東雄, 露木 和夫, 大江 裕一郎, 大関
泰宏, 高橋 龍尚

柔道競技におけるジュニア選手の競技者支援要員の アンチ・ドーピングに対する意識や理解度の実態

渡 邊 紳 一^{1,2)} 海老根 東 雄³⁾ 露 木 和 夫³⁾
大 江 裕 一 郎⁴⁾ 大 関 泰 宏^{2,3)} 高 橋 龍 尚⁵⁾

はじめに

われわれは、柔道競技における中学生ならびに高校生の国内トップレベルの選手を対象としたアンチ・ドーピングに関する意識調査^{1~3)}を実施してきた。そのなかで年齢が若い選手や競技歴が短い選手、ならびに女子選手よりも男子選手のほうがアンチ・ドーピングに対する認識の程度が低く、居住する地域によってもその差が認められ、調査年度と調査対象が異なってもこれらの傾向は変わらないことを明らかにしてきた。また、日本を代表する一流柔道選手を対象とした同様の意識調査^{4,5)}では、ジュニア世代の選手にはドーピング検査の対象となったときに消極的な気持ちをもたせないようなドーピング防止教育の展開を、一流選手やその指導者にはアンチ・ドーピングに対するより積極的な理解と情報を収集する姿勢をもたせるような再教育の導入が必要であることを示してきた。これらの報告では、意識調査の対象はいずれも柔道競技の選手であったが、指導者や保護者などの競技者支援要員⁶⁾に対する再教育の重要性も示してきた。

しかしながら、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構(Japan Anti-Doping Agency :

JADA)が、国際レベルや国内レベルの多くの競技者やその指導者を対象とした同様の調査を実施した報告⁷⁾はあるものの、柔道競技に特化し、なおかつ指導者や保護者などを対象とした同様の調査はなされておらず、彼らのアンチ・ドーピングに対する意識や理解度の実態は明らかにされていない。

そこで本報告では、ジュニア世代の柔道全国大会出場選手をとりまく指導者や保護者などの競技者支援要員(Athlete Support Personnel)を対象としたアンチ・ドーピングに関する意識調査を実施し、選手をとりまく人たちへのドーピング防止教育のあり方について検討することを目的とした。

I 対象と方法

1 調査対象と方法

調査対象は、第40回全国中学校柔道大会(平成21年8月22日~25日、沖縄県那覇市の沖縄県立武道館にて開催)、平成21年度全日本選抜少年柔道大会(平成21年9月20日、東京都足立区の東京武道館にて開催)、第18回日整全国少年柔道大会(平成21年10月12日、東京都文京区の講道館にて開催)に出場した中学柔道選手の指導者ならびに保護者であった。これらの対

Key words : アンチ・ドーピング, 柔道, 意識調査, ジュニア選手, 競技者支援要員

¹⁾神奈川工科大学

²⁾全日本柔道連盟ドーピング・コントロール部会

³⁾小田原循環器病院

⁴⁾国立がん

研究センター中央病院

⁵⁾旭川医科大学

表1 指導者に対する意識調査の設問内容

	設問内容	選択肢など
設問1	あなたは今まで「アンチ・ドーピング」について教わったことはありますか？ また「ある」と回答した方は、最初に教わったのは誰からでいつでしたか？	ある・ない 誰から？() いつ？ ()
設問2	あなたは、ドーピング検査を受けた経験がありますか？	ある・ない
設問3	あなたは「アンチ・ドーピング」について、どの程度理解していると思いますか？	十分理解している・普通くらい・ あまり理解していない・全く関心がない
設問4	あなたは指導者として、教え子に「アンチ・ドーピング」に関する教育をしたことがありますか？	頻繁に・ときどき・ たまに・全くない
設問5	あなたは、中学生を対象としたドーピング防止教育は必要だと思えますか？	当然必要・ある程度は必要・ 少しは必要・不必要
設問6	あなたは、病院で処方されている薬や市販薬の中に、ドーピング防止規則違反になる物質が混入している場合があることを知っていますか？	はい・いいえ
設問7	あなたは、サプリメントの中にも、ドーピング防止規則違反になる物質が混入している場合があることを知っていますか？	はい・いいえ
設問8	あなたは、オリンピックで必ず金メダルを獲得するためには、ドーピング防止規則違反になる薬物を使ってもよいと思えますか？	とてもそう思う・そう思う・ そう思わない・絶対思わない
設問9	設問8において、「そう思わない」または「絶対思わない」と回答した方に質問します。 あなたは、オリンピックで必ず金メダルを獲得するため、ドーピング防止規則違反行為が見つからなければ、禁止薬物を使ってもよいと思えますか？	とてもそう思う・そう思う・ そう思わない・絶対思わない

象に対し、公益財団法人全日本柔道連盟(全柔連)より調査用紙を郵送した。本調査の主旨を理解し、調査への協力に対する同意が得られた20～73歳の指導者426名(平均年齢41.4歳、男性390名、女性36名)と、25～66歳の保護者658名(平均年齢42.1歳、男性289名、女性369名)の計1084名から回答が得られ、再び郵送法にて回収した。

指導者の柔道競技の平均競技歴は19.5±14.3年であったが、71名(指導者全体の16.7%)の指導者は柔道競技経験が全くないと回答した。また、柔道競技の平均指導歴は10.5±9.8年であった。

保護者のうち433名(保護者全体の65.8%)はスポーツ経験を有しており、30種の競技種目があげられた。その内訳は柔道(159名)が最も多く、バレーボール(52名)、バスケットボールと陸上競技(それぞれ31名)、テニス(26名)、野球(25名)の順となったが、平均競技歴は7.2±10.0年であった。

なお、本調査を実施した前出の3大会では、ドーピングの競技会検査は実施されなかった。

2 調査内容

指導者は表1、保護者は表2に示した設問内容に対して無記名による回答をお願いした。回

表2 保護者に対する意識調査の設問内容

	設問内容	選択肢など
設問1	あなたは今まで、「アンチ・ドーピング」について教わったことはありますか？ また「ある」と回答した方は、最初に教わったのは誰からでいつでしたか？	ある・ない 誰から？() いつ？ ()
設問2	あなたは、ドーピング検査を受けた経験がありますか？	ある・ない
設問3	あなたは「アンチ・ドーピング」について、どの程度理解していると思いますか？	十分理解している・普通くらい・ あまり理解していない・全く関心がない
設問4	あなたは保護者として、お子さんに「アンチ・ドーピング」に関する教育をしたことがありますか？	頻繁に・ときどき・ たまに・全くない
設問5	あなたは、中学生を対象としたドーピング防止教育は必要だと思いますか？	当然必要・ある程度は必要・ 少しは必要・不必要
設問6	あなたは、病院で処方されている薬や市販薬の中に、ドーピング防止規則違反になる物質が混入している場合があることを知っていますか？	はい・いいえ
設問7	あなたは、サプリメントの中にも、ドーピング防止規則違反になる物質が混入している場合があることを知っていますか？	はい・いいえ
設問8	あなたは、お子さんがオリンピックで必ず金メダルを獲得するためには、ドーピング防止規則違反になる薬物を使ってもよいと思いますか？	とてもそう思う・そう思う・ そう思わない・絶対思わない
設問9	設問8において、「そう思わない」または「絶対思わない」と回答した方に質問します。 あなたは、お子さんがオリンピックで必ず金メダルを獲得するため、ドーピング防止規則違反行為が見つからなければ、禁止薬物を使ってもよいと思いますか？	とてもそう思う・そう思う・ そう思わない・絶対思わない

答の方法は、選択肢より選ぶかもしくは自由記述で回答してもらったが、調査対象が特定されることのないように配慮した。

なお、本調査の設問内容は、全柔連アンチ・ドーピング委員会が作成し、各大会の関係各位の理解と協力を得て、全柔連ならびにわれわれがその調査を実施したものである。

Ⅱ 結 果

1 ドーピング防止教育を受けた経験があるかに対する回答(表3)

アンチ・ドーピングについて「教わったこと

がある」と回答した調査対象は、指導者では138名(32.4%：指導者全体に対する割合、以下同様)、保護者では84名(12.8%：保護者全体に対する割合、以下同様)であった。

2 ドーピング防止教育を受けた経験が「ある」と回答した調査対象が、最初に教育を受けたのは「いつ」かに対する回答(表4)

アンチ・ドーピングについて最初に教育を受けた時期は、指導者では「大学生」(30名, 38.0%)が最も多く、「30歳代」(18名, 22.8%), 「40歳代」(12名, 15.2%), 「高校生」(8名 10.1%)の順となった。一方、保護者では「大学生」および

表3 ドーピング防止教育を受けた経験があるかどうかに対する回答

回答	指導者	保護者	計
ある	138(32.4%)	84(12.8%)	222(20.5%)
ない	283(66.4%)	567(86.2%)	850(78.4%)
無回答	5(1.2%)	7(1.0%)	12(1.1%)
計	426 (100.0%)	658 (100.0%)	1084(100.0%)

表4 ドーピング防止教育を最初に受けたのは「いつ」かに対する回答

回答	指導者	保護者	計
中学生	2(2.5%)	3(6.8%)	5(4.1%)
高校生	8(10.1%)	9(20.5%)	17(13.8%)
大学生	30(38.0%)	10(22.7%)	40(32.5%)
20歳代	6(7.6%)	10(22.7%)	16(13.0%)
30歳代	18(22.8%)	8(18.2%)	26(21.1%)
40歳代	12(15.2%)	4(9.1%)	16(13.0%)
50歳代	2(2.5%)	0(0.0%)	2(1.6%)
60歳代	1(1.3%)	0(0.0%)	1(0.8%)
計	79(100.0%)	44(100.0%)	123 (100.0%)

「20歳代」(それぞれ10名, 22.7%)が最も多く、「高校生」(9名, 20.5%),「30歳代」(8名, 18.2%)の順となった。

3 ドーピング防止教育を「誰から」、「どこで」、もしくは「どのような機会に」受けたかに対する回答(表5)

指導者では「全柔連主催のジュニアブロック合宿の講演」(31名, 31.0%)が最も多く、「大学の授業など」(22名, 22.0%),「競技団体等のセミナーや講習会」(19名, 19.0%),「コーチなどの指導者」および「競技会」(それぞれ7名, 7.0%)の順となった。一方、保護者では「メディア(テレビ等)で自主的に学習」(19名, 25.3%)が最も多く、「競技団体等のセミナーや講習会」(11名, 14.7%),「教員」(9名, 12.0%),「コーチなどの指導者」(8名, 10.7%)の順となった。

4 ドーピング検査を受けた経験があるかに対する回答(表6)

指導者では18名(4.2%)が、保護者では6名

(0.9%)が、ドーピング検査を受けた経験が「ある」と回答した。

5 アンチ・ドーピングについてどの程度理解しているかに対する回答(表7)

アンチ・ドーピングに関して「十分理解している」と回答した調査対象は極めて少なく、指導者では30名(7.0%)であり、保護者では28名(4.3%)であった。一方、「全く関心がない」と回答した調査対象は決して少なくはなく、指導者では14名(3.3%)であり、保護者では55名(8.4%)であった。

6 指導者として選手に、あるいは保護者として子どもに対しドーピング防止教育を行ったことがあるかに対する回答(表8)

調査対象の多くが、選手や子どもに対してドーピング防止教育を「全く行ったことがない」ことが明らかとなり、指導者では314名(73.7%)が、保護者では510名(77.5%)がそれに該当した。

表5 ドーピング防止教育を「誰から」、「どこで」もしくは「どのような機会に」受けたかに対する回答

回答	指導者	保護者	計
全柔連主催のジュニアブロック合宿の講演	31(31.0%)	0(0.0%)	31(17.7%)
競技団体等のセミナーや講習会において	19(19.0%)	11(14.7%)	30(17.1%)
大学の授業等で	22(22.0%)	6(8.0%)	28(16.0%)
メディア(テレビ等)で自主的に学習した	4(4.0%)	19(25.3%)	23(13.1%)
コーチなどの指導者より	7(7.0%)	8(10.7%)	15(8.6%)
教員より	4(4.0%)	9(12.0%)	13(7.4%)
競技会において	7(7.0%)	3(4.0%)	10(5.7%)
高校の授業等で	3(3.0%)	4(5.3%)	7(4.0%)
知人より	0(0.0%)	5(6.7%)	5(2.9%)
医師より	1(1.0%)	3(4.0%)	4(2.3%)
中学校の授業等で	1(1.0%)	2(2.7%)	3(1.7%)
オリンピックがきっかけで学習した	1(1.0%)	2(2.7%)	3(1.7%)
家族より	0(0.0%)	3(4.0%)	3(1.7%)
計	100(100.0%)	75(100.0%)	175(100.0%)

表6 ドーピング検査を受けた経験があるかに対する回答

回答	指導者	保護者	計
ある	18(4.2%)	6(0.9%)	24(2.2%)
ない	408(95.8%)	652(99.1%)	1060(97.8%)
計	426(100.0%)	658(100.0%)	1084(100.0%)

表7 アンチ・ドーピングについてどの程度理解しているかに対する回答

回答	指導者	保護者	計
十分理解している	30(7.0%)	28(4.3%)	58(5.4%)
普通くらい	222(52.1%)	272(41.3%)	494(45.6%)
あまり理解していない	160(37.6%)	303(46.0%)	463(42.7%)
全く関心がない	14(3.3%)	55(8.4%)	69(6.4%)
計	426(100.0%)	658(100.0%)	1084(100.0%)

表8 選手もしくは子どもに対しドーピング防止教育を行ったことがあるかに対する回答

回答	指導者	保護者	計
頻繁にしている	2(0.5%)	3(0.5%)	5(0.5%)
ときどきしている	26(6.1%)	38(5.8%)	64(5.9%)
たまにしている	84(19.7%)	107(16.3%)	191(17.6%)
全くしていない	314(73.7%)	510(77.5%)	824(76.0%)
計	426(100.0%)	658(100.0%)	1084(100.0%)

表9 中学生を対象としたドーピング防止教育は必要かに対する回答

回答	指導者	保護者	計
当然必要	82(19.2%)	134(20.4%)	216(19.9%)
ある程度は必要	217(50.9%)	294(44.5%)	510(47.0%)
少しは必要	103(24.2%)	186(28.3%)	289(26.7%)
不必要	24(5.6%)	45(6.8%)	69(6.4%)
計	426(100.0%)	658(100.0%)	1084(100.0%)

表10 病院で処方されている薬や市販薬、サプリメントの中にドーピング防止規則違反になる物質が含まれている場合があることを知っているかに対する回答

回答	処方薬, 市販薬			サプリメント		
	指導者	保護者	計	指導者	保護者	計
はい	352(82.6%)	337(51.2%)	689(63.6%)	253(59.4%)	222(33.7%)	475(43.8%)
いいえ	74(17.4%)	321(48.8%)	395(36.4%)	173(40.6%)	436(66.3%)	609(56.2%)
計	426(100.0%)	658(100.0%)	1084(100.0%)	426(100.0%)	658(100.0%)	1084(100.0%)

7 中学生を対象としたドーピング防止教育は必要かに対する回答(表9)

中学生へのドーピング防止教育は「当然必要」あるいは「ある程度は必要」であると回答した調査対象は過半数を占め、指導者では計299名(70.2%)であり、保護者では計428名(65.0%)であった。その一方で、「不必要」として回答した調査対象は、指導者では24名(5.6%)であり、保護者では45名(6.8%)であった。

8 病院で処方されている薬や市販薬、サプリメントの中にドーピング防止規則違反になる物質が含まれていることがあることを知っているかに対する回答(表10)

調査対象の過半数が、処方薬や市販薬の中にドーピング防止規則違反になる物質が入っていることを「知っている」と回答したが、指導者(352名, 82.6%)のほうが保護者(337名, 51.2%)よりもその割合が高かった。一方、サプリメントに対する同様の設問では、調査対象の過半数が「知らない」と回答したが、指導者では173名(40.6%)であり、保護者では436名(66.3%)であった。

9 オリンピックで金メダルを獲得するためには、禁止薬物を摂取してもよいかに対する回答(表11)

ドーピング防止規則違反行為に対して最も否定的な選択肢である「絶対思わない」を選んだ調査対象は、指導者では364名(85.4%)であり、保護者では522名(79.3%)であった。一方、最も肯定的な選択肢である「とてもそう思う」を選んだ調査対象は、指導者では1名(0.2%)であり、保護者では4名(0.6%)であった。

10 オリンピックで金メダルを獲得するためにはドーピング防止規則違反行為は、「見つからなければよいか」に対する回答(表12)

「ドーピング防止規則違反行為が見つからなければ」という付帯条件がつくことで、違反行為を肯定する選択肢(「とてもそう思う」と「そう思う」)を選んだ調査対象は、指導者では計2名(0.5%)、保護者では計8名(1.2%)となり、付帯条件がつく前よりもその割合は低くなった。一方、付帯条件がついた結果、いずれの選択肢も選ばなかったいわゆる「無回答」者が、指導者では4名(0.9%)であり、保護者では20名(3.0%)であった。

表11 オリンピックで金メダルを獲得するためには、禁止薬物を摂取してもよいかに対する回答

回答	指導者	保護者	計
とてもそう思う	1(0.2%)	4(0.6%)	5(0.5%)
そう思う	3(0.7%)	8(1.2%)	11(1.0%)
そう思わない	58(13.6%)	124(18.8%)	182(16.8%)
絶対思わない	364(85.4%)	522(79.3%)	886(81.7%)
計	426(100.0%)	658(100.0%)	1084(100.0%)

表12 オリンピックで金メダルを獲得するためには、ドーピング防止規則違反行為が見つからなければ、禁止薬物を摂取してもよいかに対する回答

回答	指導者	保護者	計
とてもそう思う	0(0.0%)	1(0.2%)	1(0.1%)
そう思う	2(0.5%)	7(1.1%)	9(0.8%)
そう思わない	61(14.3%)	103(15.7%)	164(15.1%)
絶対思わない	359(84.3%)	527(80.1%)	886(81.7%)
無回答	4(0.9%)	20(3.0%)	24(2.2%)
計	426(100.0%)	658(100.0%)	1084(100.0%)

Ⅲ 考 察

柔道競技では近年、たとえば2013年9月に開催された全日本ジュニア柔道体重別選手権大会や、2014年4月に開催された全日本カデ柔道体重別選手権大会などの、中学生や高校生などのジュニア世代が出場する競技大会において、ドーピングの競技会検査が実施されるようになった。したがってわれわれは、これら中学生や高校生などのジュニア世代の柔道選手に対するドーピング防止教育の導入がより重要視されるべきであることを報告してきた^{1~4)}。これらの報告では、指導者や保護者などの競技者支援要員⁶⁾に対するドーピング防止教育の導入や再教育の重要性も示してきたが、実際にはアンチ・ドーピングに関する調査は実施していなかった。そこで本報告では、中学柔道全国大会出場選手の競技者支援要員を対象としたアンチ・ドーピングに関する意識調査を実施し、分

析を行った。

ドーピング防止教育を受けた経験が「ある」と回答したのは、指導者では3割を少し超える程度であり、また保護者を加えるとその割合は2割ほどに減少した(表3)。日本ドーピング防止規定によると、競技者の指導者や保護者などの競技者支援要員は、競技者に対してドーピング防止の姿勢を育成する立場にある⁶⁾とされる。これらの人たちが、ドーピング防止教育を受ける機会に恵まれなかったのであれば、この規定に触れる機会もなく、その結果自身が選手や子どもに教育をすることもないのは容易に推測できる。

しかも、ドーピング防止教育を受けた経験のある調査対象のうち、初めてその教育を受けた時期は指導者では6割が、保護者では4割が「大学生」もしくはそれよりも後であったと回答した一方で、「中学生」のときに教育を受けた調査対象は123名中わずか5名であった(表4)。つ

まり、中学時代には教育を受けた経験がない大多数の指導者や保護者が、積極的にジュニア世代の選手たちに教育を展開するとは考えにくい。さらに調査結果を分析したところ、ドーピング防止教育を受けた経験のある調査対象のうち、「全柔連主催のジュニアブロック合宿における教育講演」や、「各競技団体主催のセミナー」などで教育を受けた対象が最も多いことが明らかとなり(表5)、JADAの報告⁷⁾においても国内レベルの指導者は「映像教材(DVDなど)」と同程度に「研修会」が最も便利な学習ツールであることが示されている。一方、コーチなどの「指導者」から教育を受けた者は175名中15名、「高校生」や「中学生」のときに教育を受けた者にはたっては10名といずれも極めて少なかった。つまりこの結果は、各競技団体がこれまで以上に積極的にドーピング防止教育を展開することで、競技者支援要員の立場にある人たちがその理念と知識を深めることになり、ひいてはジュニア世代の選手に対する教育の機会を増やすきっかけになる可能性があることを示している。また、調査対象のほとんど(表6, 1084名中1060名, 97.8%)がドーピング検査を受けた経験が「ない」と回答したが、そのためドーピング防止に関して「自主的に学習した」と回答した調査対象が23名しかいなかったことは、なんら不思議ではない。JADAが、アンチ・ドーピングに関するあらゆる情報を、インターネットなどの媒体を通して発信しているのは周知の事実である。たとえばJADAの公式WEBサイトでは、ジュニア世代の競技者でも理解しやすい教材⁸⁾が公開されているが、アンチ・ドーピングに関する何らかのきっかけがなければ、このような情報の発信源にアクセスする行為は生じない可能性はある。これらのことから、やはり競技者支援要員に対してアンチ・ドーピングの啓発活動を広めていくことで、アンチ・ドーピングについての理解度が低い多くの調査対象(表7)を減らすことができるはずである。これに加えて、競技者支援要員はアンチ・ドーピングに関する情報の発信源の存在をより多くの

機会を知るよう努めること、また、映像教材などの手軽に学べるツールが競技者支援要員に広く配布されること⁷⁾で、ジュニア世代の選手に対する教育の啓発につながるものと考えられる。

中学生に対するアンチ・ドーピング教育は「必要である」と回答した調査対象は、全体の7割近く(表9)であったが、その半面、選手もしくは子どもに対してドーピング防止教育を「全く行ったことがない」と8割近く(表8)が回答した。この結果は、ジュニア世代に対するドーピング防止教育の在り方について、理想と現実とが乖離していることを示すものであり、アンチ・ドーピングに関する啓発活動を展開しているわれわれが最も苦悩しているところでもある。特に、24名の指導者が教育は「不必要」であると回答したことは、彼らの指導を受けている選手が健全なアスリートに成長できない可能性があり、禁止物質と知らずに薬物などを摂取してしまう、あるいは禁止物質に故意に手を出してしまうなどの行為を招きかねない。さらに、次の世代の競技者たちも同じことを繰り返す可能性があることから、指導者や保護者に対して競技者支援要員の立場であることを認識させるためには、彼らを対象としたドーピング防止教育を行うことは急務であるといえよう。

処方薬や市販薬に禁止物質が含まれていることがあることを「知らない」調査対象が3割を超え、同様にサプリメントに至っては過半数が「知らない」と回答した(表10)。先行研究⁹⁾では、サプリメントにドーピングの禁止物質が含まれている可能性はあまり知られていないとの報告がなされているが、実に4割もの指導者(426名中173名)が「知らない」と回答したのはわれわれの想像を大きく超える結果であった。競技者である子どもたちに対して、サプリメント摂取に対する正しい情報を提供する重要な立場にある周囲の大人たち¹⁰⁾(特に指導者)の、禁止物質に対する理解度が低いことが示された本調査結果は、子どもたちの競技者としての健全な育成を阻む可能性があることを示している。競技者にとっては、サプリメントの無作為な摂取

はドーピング的な意味合いをもつ¹⁰⁾ため、その知識のない競技者は知らないうちにドーピング防止規則違反となる行為により、競技者生命を絶たれてしまいかねない。競技者は、競技者生命のためだけではなく、違反行為を続けることで招く危機的な健康被害を避けるために、アンチ・ドーピングに関する認識を高めなければならない。その役割の一端は競技者支援要員自身が担う必要があることを認識するように、われわれを含めたドーピング防止教育に携わる者たちが啓発に努めなければならない。

2013年9月、東京2020オリンピック・パラリンピック招致委員会は、2020年の夏季オリンピックならびにパラリンピックの会場招致に成功し、一般社団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が設立された。本調査を実施した柔道の競技大会に出場したジュニア世代の選手たちの中から、将来日本を代表し東京オリンピックに出場する選手が輩出される可能性があることを考えても、金メダルを獲得するためには禁止物質を「摂取してもよい」と回答するような競技者支援要員の存在を、ただの1% (表11, 1084名中16名)でも容認してはならない。さらに同様の設問内容において、「ドーピング防止規則違反行為が見つからなければ」との補足がつくと、禁止物質の摂取を「肯定する」回答をした調査対象は16名から10名に減少したが、24名の調査対象が「無回答」であった(表12)。この調査結果の意味するところは明らかではないが、「違反行為が見つからなければ」禁止物質の摂取を可とするか否とするかの判断ができなかった競技者支援要員がいることは明白である。競技者がドーピングを考えるときには、自身の健康よりも成績を優先に考え行動する可能性がある¹¹⁾との指摘がなされているが、競技者支援要員についても同様であることは否定できない。

われわれが柔道競技において、競技者支援要員に対するアンチ・ドーピングの啓発活動を高める必要があることを示す理由は、ジュニア世代の選手を健全に育成していくためである

が、競技者支援要員のドーピング検査に対する正しい理解と姿勢を求めるためでもある。2010年5月、柔道の指導者を対象とした柔道ルネッサンス・フォーラムが、公益財団法人講道館において開催され、柔道ルネッサンス特別委員会による「柔道ルネッサンス宣言2010」が採択された¹²⁾。この宣言の一部には、次の文言が明記されている。

“1. 指導者自らが襟を直し、「己を完成し、世を補益する」ことを実践します。”

“1. 美しい礼、正しいマナーで、品格のある柔道人になり、育てます。”

未成年者がドーピング検査の対象者となった場合、当該未成年者に対して法的責任を負っている者が事前に同意をしていることが必要⁶⁾とされている。つまり、検査対象となったことを通告し検査が終了するまでの間は、責任のある成人同伴者が帯同しなければならず、特に競技会検査時ではその場に居合わせている監督、コーチ、親兄弟などの競技者支援要員が帯同する人が多い。このとき、試合に敗北を喫したうえに検査対象となったことに対する苛立ち、尿意を催さなかったり、規定の尿量を満たさなかったりすることへの不満や苛立ちをあらわにする帯同者を、われわれは何度も目のあたりにしている。柔道ルネッサンス宣言では、理にかなった技の習得や、「一本」をとる柔道を目指す¹²⁾ことのみを採択したものではない。柔道競技においては、競技者支援要員⁶⁾のこのような言動は、美しい礼、正しいマナーで、品格のある柔道人になり、育てる¹²⁾立場でなければならないことに反するものであり、競技外でもそのような立場であることの認識がなされることにより、ジュニア世代の選手が心身ともに健全に育つものとする。

全柔連はさらに、2014年4月、柔道MINDプロジェクト特別委員会を発足させた。このMINDとは、“MはManner「礼儀」、IはIndependence「自立」、NはNobility「高潔」、DはDignity「品格」¹³⁾である。この委員会の精神には、「礼節や品格などの正(プラス)の部分」を伸ばし、嘉納

治五郎先生の教えの精神や柔道の心に立ち返ろうとの気持ちが込められている¹³⁾。柔道競技における競技者支援要員の方々には、これらのことを日頃からぜひ心がけていただき、ジュニア世代の選手を健全に育成していただきたい。

以上の結果は、柔道競技における調査の実施により得られた知見であり、日本国内すべての競技団体の傾向を示したものとはいえない。しかしながら、各競技団体がアンチ・ドーピングに関する情報を広く提供できるように事業展開していく必要がある¹⁴⁾、本調査報告がジュニア世代の選手の健全な育成と、競技者支援要員のアンチ・ドーピングに対する正しい認識と理解の広がりにつながることを期待したい。

ま と め

柔道競技においては、ジュニア世代の選手の競技者支援要員(指導者や保護者など)の、アンチ・ドーピングの理念や知識に関する理解度が決して高くはないことが明らかとなった。競技者の健全な育成のためには、競技者支援要員へのドーピング防止に関する情報発信が、今以上に工夫し展開されなければならない。また、競技者支援要員は今以上に礼節や品格を欠かすことのないよう、日頃より心がけることが重要である。

【謝 辞】 本報告の調査を実施するにあたり協力いただいた全柔連の竹村誠司氏、金野洋祐氏、調査結果の分析に協力いただいた、神奈川工科大学卒業生の平野翼氏、池田真之氏、ならびに本調査を実施した各大会の関係各位に深謝する。

文 献

- 1) 渡辺紳一, 海老根東雄, 露木和夫, 大江裕一郎, 大関泰宏, 穴井芳恵, 柔道ジュニアブロック合宿における中学柔道選手を対象としたアンチ・ドーピングに関する意識調査. 日本臨床スポーツ医学会誌 2010;18:20-6.
- 2) 渡辺紳一, 海老根東雄, 露木和夫, 大江裕一郎, 大関泰宏, 穴井芳恵ほか, 中学柔道選手のアンチ・ドーピングに関する認識度と, 指導者および保護者に対するドーピング防止教育の必要性について. 講道館柔道科学研究会紀要 2011;13:41-7.
- 3) Watanabe S, Ebine K, Tsuyuki K, Ohe Y, Ohzeki Y, Anai Y, et al. Awareness of anti-doping issues among junior high school Judo players and importance of early introduction of anti-doping education and prevention. Research reports of Kanagawa Institute of Technology 2012;A-36:15-20.
- 4) 渡辺紳一, 海老根東雄, 露木和夫, 大江裕一郎, 大関泰宏, 穴井芳恵ほか. 日本一流柔道選手のアンチ・ドーピングに対する意識とドーピング違反行為防止のための再教育の重要性について(第1報). 講道館柔道科学研究会紀要 2013;14:89-95.
- 5) 渡辺紳一, 海老根東雄, 露木和夫, 大江裕一郎, 大関泰宏, 穴井芳恵ほか. 日本一流柔道選手のアンチ・ドーピングに対する意識とドーピング違反行為防止のための再教育の重要性について(第2報). 講道館柔道科学研究会紀要 2013;14:97-103.
- 6) 公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構. 日本ドーピング防止規程 2009年2月23日 Version 2.0. p.5-6, p.17, p.64-5. http://www.playtruejapan.org/downloads/code/JADA_Code_2009_Version2_1.pdf
- 7) 公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構. 平成22年度ドーピング防止教育の実施にかかる調査分析. 2011.
- 8) 公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構. アンチ・ドーピング教育教材. <http://www.playtruejapan.org/code/school>
- 9) 福田亜紀, 加藤公, 藤澤幸三, 内田淳正. 中学生・高校生のドーピングに対する意識調査. 日本臨床スポーツ医学会誌 2008;16:1-6.
- 10) 杉浦令子, 村田光範, 中原凱文, 原田研介, 富田寿人, 筒井孝子ほか. ジュニア期スポーツにおけるサプリメント摂取の現状とその影響. 和洋女子大学紀要家政編 2004;44:75-80.
- 11) 河合祥雄, 熊倉啓祐, 大津一義. 体育系学部大学生を対象としたアンチ・ドーピング授業とその評価. 順天堂スポーツ健康科学研究 2009;1:188-93.
- 12) 公益財団法人全日本柔道連盟. 平成22年度柔道指導者セミナー「柔道ルネッサンス・フォーラム」報告. <http://www.judo.or.jp/p/27834>
- 13) 公益財団法人全日本柔道連盟. 全日本柔道連盟機関紙「全柔連だより」2014. 第50号 p.1.
- 14) 本田富紗子, 池上寿伸. 学生の意識からみたアンチ・ドーピング啓発に関する研究. 佐賀大学教育実践研究 2004;21:93-102.

Attitudes and Awareness on Anti-doping among Athlete Support Personnel of Young Judo Athletes

Shin-ichi Watanabe^{1,2)}, Kunio Ebine³⁾, Kazuo Tsuyuki³⁾, Yuichiro Ohe⁴⁾,
Yasuhiro Ozeki^{2,3)} and Tatsuhisa Takahashi⁵⁾

1) *Kanagawa Institute of Technology*

2) *Doping Control Committee, All Japan Judo Federation*

3) *Odawara Cardiovascular Hospital*

4) *National Cancer Center Hospital*

5) *Asahikawa Medical University*

The present study aimed to examine the awareness of anti-doping among athlete support personnel for students who had competed at national junior high school judo meets, including their trainers and parents, and discuss anti-doping education for these adults. The subjects were 426 trainers and 658 parents of students who had competed at national junior high school judo meets. A survey was conducted, and the trainers and parents were asked whether or not: they had received education on doping, anti-doping education should be implemented for junior high school students, as well as their opinions on drug violations. The results of the survey suggest that these athlete support personnel for junior high school judo athletes had little knowledge of the principles of anti-doping and their level of awareness was low. To train athletes with a healthy mind and body, it is necessary to provide these supporters of athletes with information on anti-doping in a more effective way. Furthermore, they are required to exert increased efforts to improve themselves as role models..

< 2014年12月26日 受稿 >